

1 目的

本市では、児童の健全な育成及び保護者の子育てと就労の両立を目的として、保護者が就業している等の事情により、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な期間、一時的にその児童の保育を行う病児・病後児保育事業を実施しています。

現在、市の委託により、病児・病後児保育施設が3施設、病後児保育施設が1施設設置されていますが、保護者がより安心して子育てできる環境を整えるため、姫路市子ども子育て支援事業計画に基づき、病児・病後児保育施設が未設置の区域において、補助金の交付及び市の委託を受けて、新たに病児・病後児保育施設の設置・運営を行う事業者を募集します。

2 応募資格

- (1) 市内に病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設を設置することができること。
- (2) 市を除く他の制度の公的財源により運営されている病児保育事業者でないこと。
- (3) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (4) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (5) 法人にあっては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。個人にあっては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者であること。
- (6) 応募時点で姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）の規定による指名停止等の措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中である事業者には該当しないこと。

3 事業の概要

(1) 事業名

姫路市病児・病後児保育事業（病児対応型）

※姫路市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設のうち、類型を「病児・病後児保育施設」とし、「病後児保育施設」のみの応募は対象外とする。

(2) 実施内容

当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する。

(3) 公募対象区域

中部南区域（荒川・手柄・城陽・妻鹿・高浜・飾磨・津田・英賀保校区）又は東部区域（白浜・八木・糸引・四郷・別所・御国野・花田・谷外・谷内・的形・大塩校区）

※上記区域は、姫路市子ども・子育て支援事業計画に基づく教育・保育の提供区域によるもの。

※設置場所が公募対象区域外の応募は受け付けないものとする。

(4) 募集事業者（実施施設）

1 事業者

(5) 事業開始時期

令和 8 年 3 月から

※単年度ごとの業務委託契約を締結し、事業運営に問題がなければ、市と事業者の間で令和 8 年度の実施に係る協議を行う。

4 実施要件

(1) 対象児童

当面病状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な乳児・幼児又は小学校 6 年生までの児童とする（以下「病児」という。）。

(2) 定員

3 名以上

(3) 開設日

土曜日・日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）を除いた日とする。ただし、医療機関の休診日等、上記以外の休日について事前に市と事業者の協議の上、設定することができる。

※上記を基本とするが、土曜日・日曜日などを開設日とする提案も可能

(4) 開設時間

午前 7 時 30 分から午後 7 時までのうち、9 時間以上とする。

※上記を基本とするが、開設時間などを延長する提案も可能

(5) 職員の配置

病児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師を利用児童おおむね 10 人につき 1 名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね 3 人につき 1 名以上配置すること。

※職員の配置については、令和 7 年 3 月 31 日こ成保第 254 号こども家庭庁成育局長通知「病児保育事業の実施について」別紙「病児保育事業実施要綱」（以下、「国要綱」という。）の実施要件に基づくこと。

(6) 実施施設

ア 建物

(ア) 実施事業予定者が所有または、賃貸借する物件であること。

(イ) 賃貸借する物件の場合は、病児保育事業について物件所有者の承諾を得ること。

(ウ) 建物については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）や消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等の関係法令や通知等に適合したものであること。

(エ) 既存物件を活用する場合は、次の事項を満たすこと

- ・ 建築基準法第 7 条第 5 項に規定する検査済証が交付されていること
- ・ 建築基準法における耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）により建築された建物であること。それ以前に建築された建物にあっては建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に規定する方法により行った耐震

診断により、耐震性が確保されていることが確認された建物であること。

- ・ 自法人が運営する認可保育所等内に設置する場合は、法人の責任において、設置による影響（建築基準法や国庫補助金の返納）等を調査し、対応策を検討すること。

イ 設備

病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次の(ア)～(カ)の基準を満たすこと。

- (ア) 保育室を有すること。また、当該保育室の面積は、原則として利用定員1人当たり3.3㎡以上とすること（内法有効面積）。
- (イ) 児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。また、当該観察室又は安静室は、原則として利用定員1人当たり1.65㎡以上とすること（内法有効面積）。
- (ロ) 調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えない。
- (ハ) 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。
- (ニ) 保育に必要な備品、設備等を備え付けていること。
- (ホ) 送迎用の駐車場スペースを確保すること。

5 事業内容

(1) 保育業務

- ア 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に準拠した保育を行うこと。
- イ 児童の体調に合わせた保育内容とすること。
- ロ 体温の管理等、児童の健康状態を的確に把握し、症状に応じて安静を保てるように処遇するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、同室で保育しないなど、他の児童への感染に配慮すること。
- ハ 転倒や衝突、接触等による事故を防止するため、備品やおもちゃ等の配置や使用方法を日常的に点検すること。危険性のある部分の把握を行い、必要な措置を講ずること。
- ニ 事業者は業務の実施にあたり、善良なる管理者として注意を払うとともに、関係法令に基づき、市の指示に誠意をもって対応すること。
- ホ 事業者は利用期間中の児童の生活状況等の記録を整備すること。

(2) 利用申込の受付

ア 事前登録

事業者は、「姫路市病児・病後児保育利用登録申請書」により、利用者から年度ごとに登録を受けるものとする。

イ 利用申込

事業者は、利用児童の保護者から、（原則として利用前日までに）「姫路市病児・病後児保育利用（変更）申請書」及び医師からの「医師連絡票」を提出させるものとする。ただし、利用当日において、定員に余裕がある場合で、かつ、特に事業の運営に支障がない場合は、利用当日の予約（事前登録含む）も受け付けること。

ロ 利用児童の状態把握

事業者は、利用期間中の利用児童の生活状況等の記録を整備するなど、利用児童の状況を十分に把握のうえ、安全かつ適切な処遇に努めるものとする。

エ 受入可能期間

事業者は、利用児童を原則として1回につき7日間まで受入れることができるものとする。

オ 利用を認めない場合

利用児童が次の(ア)～(ウ)に掲げる場合は、利用を認めないものとする。また、利用期間中であっても利用を解除することができる。

(ア) 病気の状態が急性期であるとき。

(イ) 病状が変化し、実施施設において対応が不可能なとき。

(ウ) その他市長が不適当と認めるとき。

カ 報告

(ア) 利用者の報告

事業者は、各月の利用状況について、翌月初めまでに市に利用状況報告書を提出するとともに、四半期ごとに実績報告書を提出して報告すること。

(イ) 情報提供等の実施の報告

利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等について地域の保育所等へ情報提供や巡回支援等を適宜実施し、年度末までに文書により市へ報告すること。

6 利用料等

利用者は病児・病後児保育の実施に必要な経費の一部として、利用世帯の区分に応じ、利用料を負担するものとする。

事業者は、昼食代等が別途必要な場合は、利用者から実費負担として徴収することができる。

利用世帯の区分		利用者の負担額（日額）
市内に住所を有する世帯	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び当該年度分の市民税非課税世帯	0円
	当該年度分の市民税所得割額48,600円未満の世帯（上記世帯を除く。）	1,000円
	上記以外の世帯	2,000円
市外に住所を有する世帯		3,000円

※事業者は利用者から利用料を徴収する。なお、利用料は年度末に委託料から精算する。

7 補助金

普及定着促進費（開設準備経費）として、事業の開設準備に要する経費のうち、以下に掲げる額を上限とする（初年度のみ）。ただし、事業開始年度（令和7年度）に支払われたものであって、他の補助金等の交付対象経費となっていないものに限る。

(1) 改修費、備品購入費及び地域住民への周知の費用 4,000,000円

(2) 礼金及び賃借料（開設前月分に限る。） 600,000円

8 委託料（令和7年度）

年額8,443,000円（基本分）とする。

※1 委託予定額は上記の基本分に、別表に定める年間延べ利用児童数、利用定員に応じた加算を加える。

- ※2 年度途中から事業を開始する場合、基本分および利用定員に応じた加算分については、年額を12で除した額に事業の実施月を乗じた額とし、年間延べ利用児童数に応じた加算分については、当該年度内における実績値を基に算出するものとする。
- ※3 利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、基本分から2,538,000円を減算する。

9 留意事項

(1) 医療機関との連携等

- ア 本事業を実施する施設は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築すること。
- イ 医療機関でない施設の場合は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下「指導医」という。）をあらかじめ選定すること。
- ウ 指導医又は協力医療機関（併設する医療機関の医師を含む。）との関係において、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。

(2) 書類の整備

事業者は、国要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておかなければならない。

(3) 事故の報告

事業者は、保育中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和7年3月21日付こ成安第44号、6教参学第51号）に従い、必要に応じて速やかに報告しなければならない。

(4) 安全計画の策定

事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第6条の3に準じ、安全計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めなければならない。

(5) 事業継続計画の策定

事業者は、設備運営基準第9条の3に準じ、事業継続計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めなければならない。

10 事業実施スケジュール（予定）

募集要項の配布	令和7年8月1日（金）
質問の受付	令和7年8月1日（金）～9月5日（金）
応募書類（案）の事前受付	令和7年9月12日（金）～19日（金）
応募書類の受付	令和7年10月3日（金）まで
審査結果の通知・公表	令和7年10月上旬〈予定〉
事業開始	令和8年3月から

11 応募の手続き

(1) 応募書類（案）の事前受付

準備資料の漏れ等を確認するため、提出書類の予備審査を行う。応募を予定している場合は必ず提出すること。

ア 提出日

令和7年9月12日（金）～9月19日（金）17時まで

イ 提出先

姫路市こども未来局こども育成部こども支援課すこやか子育てセンター
（〒670-0943 姫路市市之郷1006番地8 すこやかセンター3階）

ウ 提出方法等

- ・ 提出部数は1部。ただし、現在協議中の事項にかかる書類などやむを得ない事情があるものは、その旨を説明のうえ、受付時（後述）に提出できるものとする。
- ・ 上記提出先まで、持参又は郵送（期限内必着に限る）とすること。なお、持参の場合は、来所の日時を事前に電話で確認のうえ、調整を行うこと。また、郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確認できるものによること。
- ・ 書類はA4サイズを基本とし、A3となる場合は折り畳むこと。（両面コピー可能）
- ・ 期限までに提出がない場合は、(2)応募書類の受付はできない。

エ 提出書類

書類名	様式	備考
1 応募申込書	様式1	
(1) 市税に未納がないことの納税証明書（一般競争入札参加用）【姫路市税の納税義務がある場合に限る】	証明書 (原本)	募集要項の配布後に発行されたもの
(2) 法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書（税務署様式その3の3）	証明書 (原本)	
(3) 履歴事項全部証明書（その他の団体にあつては、同証明書の記載事項に準じた事項を明らかにする書類）	証明書 (原本)	発行後3カ月以内のもの
2 法人等調書	様式2	
(1) 法人の定款又は寄付行為、規約、その他これらに準じる書類（個人の場合は開設届出の写し等）	任意様式	応募申込日時点のもの
(2) 法人の沿革、現在実施している事業の概要が分かるパンフレット等	任意様式	
(3) 決算報告書（直近1年分）	任意様式	
3 事業計画書	様式3	
(1) 開設予定物件の位置図（付近図）	任意様式	実施計画書（様式3）の指示事項を確認すること
(2) 開設予定物件周辺の環境（写真）	任意様式	
(3) 開設予定物件の状況（写真）	任意様式	
(4) 開設予定物件の平面図・室別面積表	任意様式	
(5) 開設予定物件の土地及び建物の登記事項証明書	証明書 (原本)	発行後3カ月以内のもの

(6)ー1 開設予定物件の賃貸借契約書	任意様式	建物を賃借している場合で、既に賃貸借契約を締結している場合、その写し
(6)ー2 開設予定物件の賃貸人から事業に供することを認める同意書、仮賃貸借契約書等	任意様式	建物を賃借する場合で、賃貸借契約を締結していない場合、その写し
(7) 耐震性が確保されていることを証明する書類	任意様式	昭和56年5月31日以前に建設された既存物件において開設する場合
4 収支予算書	様式4	

(2) 応募書類の受付

ア 受付締切日

令和7年10月3日（金）17時まで

※ 受付日以降の受付及び書類の差し替えは一切行わないので、提出する際は、十分に内容を精査すること。

※ 提出先（前記(1)イ）まで持参又は郵送（期限内必着に限る）すること。なお、持参の場合は、来所の日時を事前に電話で確認のうえ、調整を行うこと。また、郵送の場合は、書留郵便等配達の記録が確認できるものによること。

イ 提出部数

正1部、副5部（副は複写可）

(3) 質問の受付

令和7年8月1日（金）～9月5日（金）に、質問書（様式5）に質問事項の他必要事項を入力し、応募先（sukoyaka-kosodate@city.himeji.lg.jp）宛てに電子メールで送信すること。回答は、姫路市ホームページに掲載する。（<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000030468.html>）

(4) その他

応募申込書を提出した後に辞退する際には、辞退届を書面（様式は任意）により持参または郵送（書留郵便等、配達の記録が確認できものに限る。）で提出すること。

1.2 選考審査

(1) 選考方法

提出書類の受理後、別紙「評価基準」に基づき審査を行う。必要に応じて、事業実施予定施設の実地調査や事業計画書等の内容に関する専門的かつ技術的な聞き取り調査を行い、提出書類と併せて総合的に評価する。審査の結果、必要な基準を満たしていると判断できる応募者のうち、合計得点が最も高い事業者を受託者として決定する。

(2) 選考結果の通知

選考結果については、全応募者に通知する。

(3) 留意事項

ア 応募にかかる一切の経費は、選定結果にかかわらず応募法人の負担とする。また、提出された書類は返却しない。

イ 応募者があっても本市が求める水準を満たさない又は合致しない場合は、採択する事業者を決

定しない場合がある。

ウ 応募の無効、選定の取消

以下の場合には応募の無効、選定を取消とするので注意すること。

- (ア) 提出書類に虚偽の記載を行った場合
- (イ) 児童福祉法、子ども・子育て支援法、建築基準法、消防法等の関係法令に違反していることが判明した場合
- (ウ) 本募集要項に掲げる要件に違反していることが判明した場合
- (エ) 審査に関する不正行為があった場合
- (オ) 選考後、計画内容について本市の許可なく変更を行った場合
- (カ) 応募期間中および選考期間中に、本公募に関係する市職員、選考委員、またはその他の関係者への直接的または間接的な接触を行った場合

エ 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

13 担当課

姫路市こども未来局こども育成部こども支援課すこやか子育てセンター

〒670-0943 姫路市市之郷1006番地8（すこやかセンター3階）

電話 （079）223-5640 FAX （079）223-5639

E-mail sukoyaka-kosodate@city.himeji.lg.jp

別紙「評価基準」

(1) 基礎点

評価項目	主な評価の内容	配点
1 法人運営	事業の応募動機、病児・病後児保育への理念、財務状況	10 / 100
2 事業内容	立地や利便性、保育及び看護方針、預かり児の健康管理、衛生管理、医療機関との連携、地域や保護者への対応	65 / 100
3 組織体制	職員配置、職員の確保状況（確保方策）、職員の育成（研修等）、事故防止や不審者対策、災害に備えての体制作り	25 / 100

(2) 加算点

評価項目	主な評価の内容	加算点
事業内容	医療機関（病院・診療所）併設型である	10
	観察室又は安静室が2部屋以上ある	5
	開設時間が10時間以上である（平日）	5
	利用定員が4人以上である	5

別表「8 委託料（令和7年度）」関係

<年間延べ利用児童数に応じた加算>

階層	年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)
i	50人以上100人未満	1,000,000円
ii	100人以上150人未満	1,500,000円
iii	150人以上200人未満	2,000,000円
iv	200人以上300人未満	3,000,000円
v	300人以上400人未満	4,000,000円
vi	400人以上500人未満	5,000,000円
vii	500人以上600人未満	6,000,000円
viii	600人以上700人未満	7,000,000円
ix	700人以上800人未満	8,000,000円
x	800人以上900人未満	9,000,000円
xi	900人以上1,000人未満	10,000,000円

※年間延べ利用児童数1,000人以上の階層も有（記載省略）

<利用定員に応じた加算>

階層	利用定員	基準額 (1か所当たり年額)
i	4人から6人	996,000円
ii	7人から9人	1,992,000円